

# ○公益通報に関する規程

(2009年7月21日制定)

(目的)

**第1条** この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人名古屋学院大学（以下「本法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報等の対応、その他必要な事項を定めることにより、法令等違法行為を早期発見し、是正措置を講じることをもって、本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「法令等違法行為」とは、本法人の業務に関し、法令又は学内諸規程に違反する行為をいう。

2 この規程において「公益通報等」とは、本法人又はその役員若しくは教職員等について法令等違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報又は相談することをいう。

3 この規程において「公益通報者」とは、公益通報等を行った者で、次の各号の者をいう。

(1) 役員

(2) 本法人と雇用関係にある教職員

(3) 労働者派遣法に基づく派遣職員及び委託契約等に基づき本法人の業務に従事する者

(4) 公益通報等の日前1年以内において、第2号又は第3号のいずれかであった者  
(他の規程との関係)

**第3条** 次の各号に掲げる事案は、それぞれ該当各号に定める規程を適用する。

(1) ハラスメントに関する事案 ハラスメント防止に関する規程

(2) 研究活動上の不正行為に関する事案 研究活動不正防止規程

(3) 研究費の不正使用に関する事案 競争的研究費等取扱規程

(総括責任者)

**第4条** 本法人における公益通報等の対応に関する総括責任者は、総務担当理事とする。

2 前項の規定にかかわらず、公益通報等の内容について、総務担当理事が関係するおそれのある場合の総括責任者は、常勤監事とする。

(公益通報対応業務従事者の定め)

**第 5 条** 本法人は、公益通報等を受け、当該公益通報等に係る通報対象事実の調査及びその是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する者で、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。

2 従事者又は従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

3 総括責任者は、当該従事者に対し、書面等によりその旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任その他必要な事項を通知する。

(担当窓口)

**第 6 条** 本法人の公益通報等の担当窓口は、監査室とする。

(公益通報等の方法)

**第 7 条** 公益通報等は、電子メール、ファクシミリ、文書、面談等で行うものとする。

(禁止事項)

**第 8 条** 公益通報者は不正に利益を得る目的、又は本法人又は第三者に損害を加える目的、その他不正な目的をもって通報を行ってはならない。

(公益通報等の受付)

**第 9 条** 監査室は、公益通報等を受け付けたときは、総括責任者へ報告するとともに、公益通報者からは通報事実を確認できる資料の提出をもとめることができる。

2 総括責任者は、前項の内容を速やかに理事長及び監事に報告しなければならない。

3 匿名により公益通報等がされた場合は、当該公益通報等を信ずるに足りる相当の理由及び証拠等がある場合に限り、総括責任者と協議の上、公益通報として受け付けることができる。

(調査及び遵守事項)

**第 10 条** 総括責任者は、必要に応じ調査チームを設置することができる。調査チームの構成員は、その都度総括責任者が決定する。その際、当該公益通報事案に関係している者又はそのおそれのある者を構成員としてはならない。

2 総括責任者は、通報の内容に高度の専門性を必要とすると判断した場合、外部の有識者に意見を求めることができる。

3 調査に当たっては、公益通報者及び当該調査に協力した者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮するものとする。

- 4 総括責任者は、調査終了後速やかに、理事長及び監事に調査結果について報告しなければならない。
- 5 公益通報対応業務を行う者は、職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。また、その職を離れた後も同様の規定を遵守するものとする。
- 6 理事長は、前項の行為を行った者に対して、懲戒処分その他適切な措置を講じなければならない。

(是正措置等)

**第 11 条** 理事長は、法令等違反行為が確認された場合、速やかに案件の是正措置及び再発防止策を講じなければならない。また、是正に必要な措置をとったのち、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適正に機能していない場合には改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

- 2 理事長は、当該法令等違反行為に関与した者に対して、懲戒処分その他適切な措置を講じなければならない。

(利益相反の排除)

**第 12 条** 理事長及び総括責任者は、通報事案に関する者を公益通報対応業務に関与させてはならない。また、役員及び教職員は、自らが関係する通報事案の調査・是正措置等に関与してはならない。

(公益通報者の保護等)

**第 13 条** 本法人並びに役員及び教職員は、公益通報者及び当該調査に協力した者に対して、公益通報等及び調査協力したことを理由に、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。不利益な取扱いの事実が判明した場合は、適切な救済及び回復の措置を講ずるものとする。

- 2 理事長は、前項の行為を行った者に対して、懲戒処分その他適切な措置を講じなければならない。

- 3 第 1 項にかかわらず、公益通報者が不正な目的をもって通報を行った場合は、理事長は当該通報者に対して懲戒処分その他適切な措置を講じなければならない。

(範囲外共有及び通報者探索の禁止)

**第 14 条** 従事者は、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。範囲外共有が行われた場合は、適切な救済・回復の措置を講ずるものとする。

- 2 役員及び教職員は、調査の実施等に必要な場合を除き、公益通報者の探索を行って

はならない。

- 3 理事長は、前2項の行為を行った者に対して、懲戒処分その他適切な措置を講じなければならない。

(通知)

**第15条** 監査室は、公益通報者に対して、公益通報等を受け付けたことを速やかに通知しなければならない。

- 2 総括責任者は、公益通報として受理（相談事案を公益通報として受理した場合を含む。）したときは、公益通報者に対して、調査開始の有無等について、公益通報を受理した日から20日以内に通知しなければならない。不受理としたときは、その理由を付して通知するものとする。

- 3 総括責任者は、公益通報者に対して、法令等違反行為が確認された場合の是正措置及び再発防止策について、速やかに通知しなければならない。

- 4 前3項において、匿名による公益通報等の場合又は公益通報者の連絡先が特定できない場合等は、この限りではない。

(教育・周知)

**第16条** 理事長は、公益通報者保護法及び本法人の内部公益通報体制について、公益通報等を行うことができる者に対し周知するものとする。また、従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、十分に教育を行うものとする。

(記録の保管)

**第17条** 監査室は、公益通報等への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管するものとする。

(評価・点検)

**第18条** 理事長は、公益通報対応体制について、適切に機能しているかの評価及び点検を行うものとする。

(運用実績の開示)

**第19条** 理事長は、適切な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報等に関する運用実績の概要を役員及び教職員に開示するものとする。

(関係法令の適用)

**第20条** この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関連法令に定めるところによる。

(所管)

**第 21 条** この規程の所管は監査室とする。

(改廃)

**第 22 条** この規程の改廃は、常任理事会で行う。

**附則 1** この規程は、2009 年 8 月 3 日から施行する。

**附則 2** この規程は、2014 年 6 月 6 日改正、2014 年 7 月 1 日から施行する。

**附則 3** この規程は、2019 年 2 月 26 日改正、2019 年 2 月 26 日から施行する。

**附則 4** この規程は、2023 年 3 月 9 日改正、2023 年 3 月 9 日から施行する。